

郡山市田村町地区内産業廃棄物処理施設設置事業に係る確認事項について

1 総括的事項

- (1) 事業予定区域での環境影響評価の実施については、周辺農業や畜産業等に影響の無いよう十分に配慮するとともに、周辺住民及び農業従事者等に対して丁寧に説明を行い、十分な理解を得るようにすること。なお、事業予定区域に隣接する栃山神、栃本、谷田川の3区の住民から当市に区毎の住民説明会を実施して欲しい旨の強い要望があることから、当該事業者が当初計画していたとおり住民説明会を実施すること。
- (2) 環境影響評価を行う際の調査項目及び手法の選定等に新たな事項が生じた際は、必要に応じて手法を見直し、追加調査を行うなど適切に対応すること。また、調査マニュアルや参考文献は最新の知見や技術等を取り入れたものを使用すること。
- (3) 環境影響評価の実施にあたっては、地元住民の生活を尊重し、周辺環境に与える影響をできる限り回避並びに低減し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- (4) 事業予定区域は都市計画区域外であるが、1ヘクタール以上であることから開発行為の有無について担当課と協議を行い、開発行為に該当する場合は都市計画法第33条に定める技術的な基準を満たし、市長の許可を得ること。

2 水環境関係

- (1) 事業予定区域の地域は、水道未普及世帯が存在するため、周辺の飲用井戸の利用状況を調査し、当該飲用井戸への影響について適切に予測及び評価を行うこと。また、井戸は水量や水質が変動する場合があることから、季節的変動の有無のほか、各井戸の緒元（深度、ストレーナー位置等）を詳細に把握すること。なお、飲用井戸については、モニタリング計画の地下水等検査項目ではなく、水道法の水道水質基準項目及び「電気伝導率」を調査すること。
- (2) 工事の実施及び施設の建設に伴う、河川への流量の変化や地下水脈の遮断等が生じる可能性を考慮の上、調査、予測及び評価を行うこと。
- (3) 事業予定区域にある河川は、農業用水、防火用水及び釣り堀等に使用していることから、工事の実施及び施設の建設に伴う河川への水質汚濁を防止すること。

3 大気汚染関係

- (1) 管理型最終処分場は埋め立てた産業廃棄物の安定化に伴い、硫化水素等が発生するおそれがあるため、悪臭の調査対象として発生ガスを追加すること。
- (2) 大気質・騒音・振動・悪臭の調査地点を選定しているが、事業予定区域の周辺に民家が存在するため、周辺民家の配置状況や風向特性等を踏まえて適切に調査地点を選定すること。

4 地盤関係

- (1) 事業予定区域は土砂災害警戒区域（土石流）と土石流危険区域に該当することから、関係機関と協議を行うこと。
- (2) 施設建設の造成工事等に伴う地滑り等の地盤調査を行う際は、様々な気象条件及び災害発生を考慮して調査、予測及び評価を行うこと。
- (3) 事業予定区域は地域森林計画対象民有林であることから、森林法に基づき適切に事務手続きを行うこと。
- (4) 防災調整池について適正な貯留量の確保を図ること。

5 埋蔵文化財関係

- (1) 事業予定区域に埋蔵文化財包蔵地の該当はないが、開発面積が1ヘクタール以上であることから、分布調査を行う必要があるため、郡山市教育委員会へ調査依頼を行うこと。なお、分布調査の結果によっては、試掘調査、発掘調査を行う場合がある。

6 景観関係

- (1) 事業予定区域に係る眺望景観について4地点からの眺望点だけでなく、近景、中景、遠景からの眺望点を設定し、眺望景観の変化の調査、予測及び評価を行うこと。

7 その他

- (1) 跡地利用について一部市民から当市が跡地を購入予定であるとの話があるが、当市として当該事案について協議は行っていないので、跡地利用計画について改めて明示すること。
- (2) 事業に関し変更点等が生じた際には、速やかに地元住民及び当市3R推進課に対し、情報提供を行うこと。

以上